

第 18 回安城市福祉有償運送運営協議会 議事録	
日 時	令和 4 年 6 月 14 日（火）午前 10 時から 11 時まで
場 所	安城市役所本庁舎 3 階 災害対策本部室
出席者	【委 員】出席 8 名 （原田委員、潮田委員、大見委員、都築委員、杉山委員、中川委員、三浦委員、野上委員） 欠席 2 名 （本田委員、神谷委員） 【その他】岩井氏（中部運輸局）、大岡氏（社会福祉協議会） 【事業者】安城市社会福祉協議会 濱嶋氏 【事務局】細井社会福祉課長、柴田社会福祉係長、岡田

- ・会長を原田委員、副会長を大見委員と定めた。

議題

「安城市社会福祉協議会」の福祉有償運送事業者の更新登録について

（説明：安城市社会福祉協議会 濱嶋 有香氏）

質疑

（潮田氏）

整備管理の責任者の代行者はなく、1 人でいいのでしょうか。

（岩井氏）

タクシーとは違うので 1 人で問題ありません。

（潮田氏）

旅客の名簿の合計と、会員数が合わないのは何故ですか。

（社会福祉協議会）

精神障害と身体障害を併せ持っている会員がいるため。

（岩井氏）

運送しようとする旅客の範囲は全てに○があるが、旅客の名簿には「へ」の項目がありません。チェックリストに該当する人が増える可能性があるということ
でいいですか。

(社会福祉協議会)

ケアマネージャーからの依頼を受けていく予定であり、見込みがあるため申請しています。

(岩井氏)

運賃については運営指針では概ねタクシーの1/2以下となっていますが、1/2以上になっているところがあります。介助料をもらっているのでしょうか。

(社会福祉協議会)

介助料としてはもらっていません。運賃のみです。賛助会費として年に1000円もらっています。

(岩井氏)

今後、介助料は別項目にするのも検討されてはどうでしょうか。

以上の質疑を経て全会一致で可決となり、安城市社会福祉協議会の更新登録を認めることとなった。

(岩井氏講評 要約)

社会福祉協議会さんには申請書類を運輸支局に提出していただき、更新登録となり有効期間が3年になります。今後は3年ごとに更新となります。事故のないようご注意くださいようお願いいたします。

その他

特になし